

事業主の皆様へ

千葉市中央区中央2-7-1
千葉中央社会保険労務士法人
☎ 043-307-9231

管理監督者とは？

「役職」に就いていても、「役職」の在り方は、会社によって様々です。
管理監督者について、改めて確認してみましょう。

・ ・ 管理監督者の労働時間 ・ ・

<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法第41条に定める労働時間・休憩・休日に関する規定は適用しない	<input checked="" type="checkbox"/> 安全衛生法により労働時間の把握が必要
<input checked="" type="checkbox"/> 労働時間・時間外労働に制限なし	<input checked="" type="checkbox"/> 有給休暇の付与あり
<input checked="" type="checkbox"/> 時間外労働の割増賃金支払義務なし	<input checked="" type="checkbox"/> 深夜時間帯の割増賃金支払義務あり



労働基準法第41条の管理監督者とは？

【通達】管理・監督の地位にある者とは、「経営と一体的な立場にある者」としています。

【 相応しい処遇 】

給与では、24万～28万(役職手当含む)で認められた判例(徳洲会事件)もあります。年収1000万円でも、名ばかり管理職と判断された事例もあります。

【 経営参加 】

人事権(採用・配置等の実権)、経営会議への参加・意見の提供、店舗の業務時間の決定裁量、店舗休日・シフト表の作成権等の経営者としての実権

【 出退勤の自由 】

遅刻・早退の自由という意味ではありません。労働時間が拘束されていない現実があるかどうかです。



まとめ

- ・・・残業未払い裁判で、管理職との判断がされる例は少なく、在籍中の残業未払いとして賃金の補填を行う事例が後をたちません。上場企業においても管理職と認められるのは、3割以下ではないでしょうか。**管理職発令には十分注意しましょう。**